

## 京都府次世代自動車普及推進協議会の設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「京都府次世代自動車普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「次世代自動車」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド車等をいう。

### (目的)

第3条 協議会は京都府内における次世代自動車の普及を目的として、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代自動車の普及推進方策(京都府EV・PHVタウン推進マスタープランなど)の検討
- (2) 次世代自動車の普及啓発
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は別紙に掲げる委員等をもって構成する。

### (会長)

第5条 協議会に、会長1名を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 会長は、協議会を総括する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会において、必要があると認めるときには、専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

### (部会)

第7条 協議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### (公開)

第8条 協議会の会議は原則公開とする。

- 2 傍聴に係る手続等の必要な事項は、会長が別に定める。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、京都府文化環境部環境・エネルギー局環境政策課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成21年7月27日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

## 京都府次世代自動車普及推進協議会委員

	機関名	職・氏名	
メーカー	(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション	常務取締役	西田 啓
	トヨタ自動車(株)	専務役員	毛利 悟
	日産自動車(株)	常務執行役員	平井 敏文
	富士重工業(株)	担当部長	樋渡 穰
	三菱自動車工業(株)	常務執行役員	大道 正夫
	本田技研工業(株)	専務執行役員	峯川 尚
電力会社	関西電力(株)	執行役員京都支店長	山元 康裕
学職経験者	同志社大学	教 授	郡 崑 孝
	立命館大学	教 授	周 瑋 生
	京都大学	教授・交通政策研究ユニット長	中川 大
	四国大学	学 長 (京都大学名誉教授)	松重 和美
経済団体	(一社)京都銀行協会	会 長	高崎 秀夫
	(公社)京都工業会	会 長	服部 重彦
	(一社)京都府タクシー協会	会 長	安居 早苗
	京都府石油商業組合	専務理事	鳥山 正未
	京都駐車協会	会 長	青木 善男
	(公社)京都府観光連盟	会 長	柏原 康夫
	(一社)京都府自動車整備振興会	会 長	城谷 忠
	京都府商工会議所連合会	会 長	立石 義雄
	京都府商工会連合会	会 長	沖田 康彦
	京都府レンタカー協会	会 長	平木 幹泰
	全京都駐車場協会	会 長	島田 哲夫
	(一社)日本ホテル協会京都支部	支部長	平岩 孝一郎
行 政	京都府市長会	会 長	久嶋 務
	京都府町村会	会 長	汐見 明男
	京都市	副市長	塚本 稔
	京都府	副知事	山内 修一
オブサーバー	日本チェーンストア協会	専務理事	井上 淳
	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	専務理事	伊藤 廣幸
	近畿経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課	課 長	中村 秀樹
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	関西支部 主幹	矢内 俊一